

指名競争入札における指名業者名の公表について

指名競争入札における公正な競争の促進、透明性の確保、不正行為の排除等、より一層の改善を図るため、「入札執行前」に公表している製造の請負、測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入に係る指名業者名について、建設工事と同様に「入札執行後」に変更します。

○適用時期

平成22年9月1日以降に指名通知を行う入札より

○適用範囲

全ての指名競争入札（物件等を含む。）